

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 契約者回線等</td> <td>(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>33～34 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第71条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 5 G 契約 (コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)の申込み又は5 G 契約に係る区分の変更 (コースBへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約者 (当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。)が、そのF O M A 契約、X i 契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに5 G 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第73条～第84条 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第85条～第90条 (略)</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第91条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者 (以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する電話番号等の案</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～31 (略)	(略)	31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)	33～34 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>31 契約者回線等</td> <td>(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>33～34 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第71条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)</p> <p>第72条 5 G 契約 (コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)の申込み又は5 G 契約に係る区分の変更 (コースBへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) F O M A サービス又はX i サービスに係る契約者 (当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限りま す。)が、そのF O M A 契約又はX i 契約の解除と同時に新たに5 G 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継 続して利用するとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第73条～第84条 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>第85条～第90条 (略)</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第91条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者 (以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する電話番号等 (F</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～31 (略)	(略)	31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)	33～34 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1～31 (略)	(略)																
31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網、電話網又はワイドスター通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)																
33～34 (略)	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1～31 (略)	(略)																
31 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) (略)																
33～34 (略)	(略)																

内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) (略)

第 92 条～第 94 条 (略)

料金表
通則

1～10 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

11 当社は、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その 5 G サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が 5 G サービスに係る料金に合わせた請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった 5 G サービスに係る料金等が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅢ通信サービス（ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

12～13 (略)

14 当社は、5 G サービスに係る料金その他の債務が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その 5 G サービスについて 5 G 契約者等から第 11 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～34 (略)

(ユニバーサルサービス料の適用)

35 ユニバーサルサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

(電話リレーサービス料の適用)

36 電話リレーサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

O M A の契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) (略)

第 92 条～第 94 条 (略)

料金表
通則

1～10 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

11 当社は、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その 5 G サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が 5 G サービスに係る料金に合わせた請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった 5 G サービスに係る料金等が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

12～13 (略)

14 当社は、5 G サービスに係る料金その他の債務が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その 5 G サービスについて 5 G 契約者等から第 11 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～34 (略)

(ユニバーサルサービス料の適用)

35 ユニバーサルサービス料の適用については、次に定めるところによります。

(1) ユニバーサルサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

(電話リレーサービス料の適用)

36 電話リレーサービス料の適用については、次に定めるところによります。

(1) 電話リレーサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

37～44 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5 G、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G、5 G home でんわ、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

46～47 (略)

(注) (略)

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和5年10月3日経企第2346号)

この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。

37～44 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5 G サービス、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G サービス、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

46～47 (略)

(注) (略)

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 国際電話サービス</td> <td>5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7～9 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 Xi等</td> <td>当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第3章 (略)</p> <p>第4章 通話</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(取扱地域等)</p> <p>第20条 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。 ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。</p> <p>2 国際電話サービスに係る通話（当社が別に定める機能を利用して行う通話及び専用回線等接続サービスに係る通話を除きます。）は、5 Gサービスに係る移動無線装置、FOMAサービスに係る移動無線装置、Xiサービスに係る移動無線装置、ワイドスター通信サービスに係る移動無線装置、ワイドスターⅢ通信サービスに係る移動無線装置又は卸携帯電話サービスに係る移動無線装置が、当該契約約款に規定する営業区域内（ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスにあっては、わが国の陸上又は海上とします。以下この条において同じとします。）に在圏する場合に限り行うことができます。</p> <p>ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行</p>	用 語	用 語 の 定 義	1～5 (略)	(略)	6 国際電話サービス	5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス	7～9 (略)	(略)	10 Xi等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス	11 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 国際電話サービス</td> <td>5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7～9 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 Xi等</td> <td>当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第3章 (略)</p> <p>第4章 通話</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(取扱地域等)</p> <p>第20条 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。 ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。</p> <p>2 国際電話サービスに係る通話（当社が別に定める機能を利用して行う通話及び専用回線等接続サービスに係る通話を除きます。）は、5 Gサービスに係る移動無線装置、FOMAサービスに係る移動無線装置、Xiサービスに係る移動無線装置、ワイドスター通信サービスに係る移動無線装置又は卸携帯電話サービスに係る移動無線装置が、当該契約約款に規定する営業区域内（ワイドスター通信サービスにあっては、わが国の陸上又は海上とします。以下この条において同じとします。）に在圏する場合に限り行うことができます。</p> <p>ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行</p>	用 語	用 語 の 定 義	1～5 (略)	(略)	6 国際電話サービス	5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス	7～9 (略)	(略)	10 Xi等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス	11 (略)	(略)
用 語	用 語 の 定 義																								
1～5 (略)	(略)																								
6 国際電話サービス	5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス																								
7～9 (略)	(略)																								
10 Xi等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス																								
11 (略)	(略)																								
用 語	用 語 の 定 義																								
1～5 (略)	(略)																								
6 国際電話サービス	5 Gサービス、FOMAサービス、Xiサービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス																								
7～9 (略)	(略)																								
10 Xi等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 Ghome でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、FOMAサービス、Xiサービス（Xiサービス契約約款に規定するXi特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス																								
11 (略)	(略)																								

うことができない場合があります。

3 (略)
(注) (略)

(X i 等が利用できない場合の取扱い)

第 21 条 国際電話サービスに係る X i 等が当該契約約款に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

2 前項の規定によるほか、太陽雑音及び激しい降雨等によりワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスが利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

第 22 条～第 24 条 (略)

第 5 章～第 8 章 (略)

料金表

通則

1～19 (略)
(注 1)～(注 2) (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 通話料

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2 以外のもの

2-1-1 通話モードに係るもの

料金種別	料 金 額		
	右欄以外の通話	ワイドスター通信サービス契約約款に規定するワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線からの通話	専用回線等接続サービス契約約款に規定する専用回線等に係る接続点からの通話
(略)	(略)		

2-1-2 (略)

2-2 (略)

第 2 表 (略)

別表 (略)

うことができない場合があります。

3 (略)
(注) (略)

(X i 等が利用できない場合の取扱い)

第 21 条 国際電話サービスに係る X i 等が当該契約約款に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

2 前項の規定によるほか、太陽雑音及び激しい降雨等によりワイドスター通信サービスが利用できないときは、国際電話サービスは利用できません。

第 22 条～第 24 条 (略)

第 5 章～第 8 章 (略)

料金表

通則

1～19 (略)
(注 1)～(注 2) (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 通話料

1 (略)

2 料金額

2-1 2-2 以外のもの

2-1-1 通話モードに係るもの

料金種別	料 金 額		
	右欄以外の通話	ワイドスター通信サービス契約約款に規定するワイドスター通信サービスの契約者回線からの通話	専用回線等接続サービス契約約款に規定する専用回線等に係る接続点からの通話
(略)	(略)		

2-1-2 (略)

2-2 (略)

第 2 表 (略)

別表 (略)

<p>附 則（令和 5 年 10 月 3 日経企第 2346 号） この改正規定は、令和 5 年 10 月 11 日から実施します。</p>	
--	--